

岩手県告示第 595 号

個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 70 条の規定により、平成 17 年度における各実施機関の個人情報の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関の区分	計	事務の種類		
		全庁共通事務	出先機関共通事務	固有事務
知 事	900	123	239	538
議 会	21	10	0	11
教 育 委 員 会	98	19	24	55
選 挙 管 理 委 員 会	5	0	0	5
監 査 委 員	11	8	0	3
人 事 委 員 会	20	8	0	12
労 働 委 員 会	14	6	0	8
収 用 委 員 会	6	0	0	6
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	8	0	0	8
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	7	0	0	7
医 療 局 長	27	11	11	5
企 業 局 長	14	9	0	5
県が設立した地方独立行政法人	48	0	0	48
計	1,179	194	274	711

注 1 「全庁共通事務」とは、本庁各室課等、出先機関及び県が設立した地方独立行政法人において共通して実施している事務をいう。（当該事務を実施しているのが部局内あるいは数部局の室課等の場合もこの区分に該当する。）

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が処理する事務であって、複数の出先機関において共通して実施している事務をいう。

3 「固有事務」とは、特定の本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関においてのみ実施している固有の事務をいう。（当該事務のある本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関が主として行い、他の本庁及び県が設立した地方独立行政法人の室課等又は出先機関が従として行っている場合もこの区分に該当する。）

2 個人情報の開示請求等の件数

請求区分	計	受付窓口				
		行政情報センター	行政情報サブセンター・行政情報コーナー	議会の個人情報窓口	県が設立した地方独立行政法人の個人情報窓口	担当課等
開 示 請 求	38	3	35	0	0	—
口 頭 開 示 請 求	6,865	109	1	0	151	6,604
計	6,903	112	36	0	151	6,604

注 1 訂正請求、利用停止請求及び是正申出については、請求又は申出がなかった。以下同じ。

- 2 「開示請求」とは、条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の開示請求をいう。以下同じ。
- 3 「口頭開示請求」とは、口頭により開示請求をすることができる個人情報の開示請求をいう。
- 4 「訂正請求」とは、個人情報の訂正請求をいう。
- 5 「利用停止請求」とは、個人情報の利用停止請求をいう。
- 6 「是正申出」とは、個人情報の取扱いの是正申出をいう。
- 7 「行政情報センター」とは、県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 8 「行政情報サブセンター」とは、各地区合同庁舎（江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 9 「行政情報コーナー」とは、県外事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 10 「議会の個人情報窓口」とは、岩手県議会事務局内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 11 「県が設立した地方独立行政法人の個人情報窓口」とは、公立大学法人岩手県立大学内に設置されている滝沢及び宮古の個人情報窓口をいう。
- 12 「担当課等」とは、7～11に掲げる受付窓口以外で口頭開示請求を実施することができる受付窓口をいう。

### 3 実施機関別の個人情報の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分	
		開示請求	口頭開示請求
知 事	160	24	136
議 会	0	0	0
教 育 委 員 会	6,460	1	6,459
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0
人 事 委 員 会	126	13	113
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
医 療 局 長	6	0	6
企 業 局 長	0	0	0
県が設立した地方独立行政法人	151	0	151
計	6,903	38	6,865

### 4 個人情報の開示請求等に対する処理の状況

請求区分	計	処 理 状 況				
		開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
開 示 請 求	38	28	6	4	0	0
口 頭 開 示 請 求	6,865	6,865	0	0	0	0
計	6,903	6,893	6	4	0	0

5 不服申立ての状況

条例第 16 条各項の決定に係る行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立ては、なかった。

6 訴訟の概要

条例第 16 条各項の決定に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく訴えの提起は、なかった。